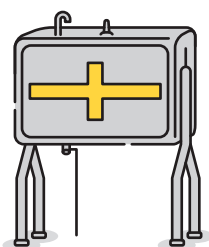
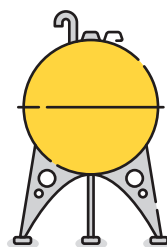


正しい知識を持ち、
正しく使用しましょう。

安全にご使用いただくための



燃料油



関連法令 ガイド

contents

- 01 消防法で定められた指定数量について
 - 02 正しい燃料油の保管容器について
 - 03 油漏えい事故の防止と事故事例について
 - 04 ガソリンを携行缶で購入する場合について
- タンク設置や燃料油保管に関するJAからのお願い



燃料油は「危険物」。

正しい保管・店頭購入方法を守りましょう。

燃料油（危険物）の保管・店頭購入について

皆さまが日常的に使用している「ガソリン」や「灯油」、「軽油」などは、誤った取り扱いをすると火災・漏えい・爆発を引き起こす可能性が高い「危険物」です。事故が起きると近隣の皆さま等へ甚大な被害をもたらすだけでなく、「消防法で罰せられる」「多額の賠償を負担する」場合も想定されます。

保管の規制

危険物である燃料油は「保管」の方法について厳しく規制されています。保管の方法を守らなければ……

- 流出事故や火災事故が発生する可能性があります！
- 消防法違反による懲役または罰金の恐れがあります！

ガソリンを携行缶で購入される場合

ガソリンの適正な使用を徹底するため、ガソリンを携行缶で購入される方に対して、消防法で **① 本人確認**（運転免許証の提示など）

② 使用目的の確認 を行うとともに、

販売者は販売記録を作成することが義務付けられています。
ガソリンを携行缶でご購入の際は、ご協力をお願いいたします。

いつも身近で取り扱っているからこそ、正しい知識をもち事故なく安全に使用していただきたいという願いを込めて、このガイドを作成いたしました。
「知らなかった」では済まされない燃料油関連法令について、是非ご理解いただきたく、ご一読をお願いいたします。

令和2年7月

ホクレン農業協同組合連合会 農機燃料自動車部

01 消防法で定められた 指定数量について

指定数量とは？

消防法で定められた危険物は、その危険性や性質により、それぞれ危険物規制を受ける基準数量が定められています。



それぞれの燃料が持つ
特性・危険性に応じて、
**消防法の規制を受けずに
保管できる数量が
定められています。**

指定数量以上の保管

指定数量以上の危険物を保管するには消防法で定められた基準を満たす施設で保管しなければなりません。(消防法第10条)

指定数量以上の燃料油を消防で許可を受けていないタンクで保管すると…

最高1年以下の懲役または100万円以下の罰金(消防法第41条)が科せられます。

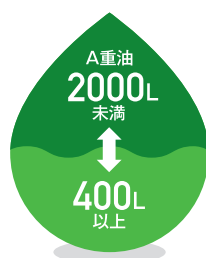
※指定数量以上の燃料油を保管したい場合は、お近くの消防署にご相談ください。



保管と取り扱いについては、
指定数量 以上 の場合
国が定めた **消 防 法**
に従いましょう。

指定数量未満の保管

指定数量未満(指定数量の1/5以上指定数量未満)の保管方法などに関しては各市町村で定める「火災予防条例」で定められています。

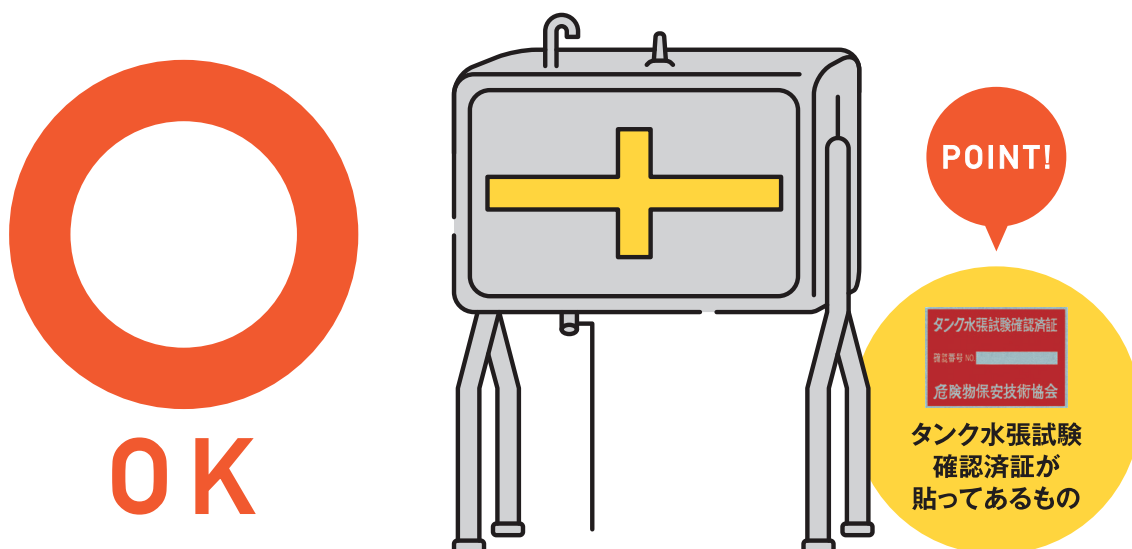


保管と取り扱いについては、
指定数量 未満 の場合
各市町村が
定めた **火災予防条例**
に従いましょう。

02 正しい燃料油の 保管容器について

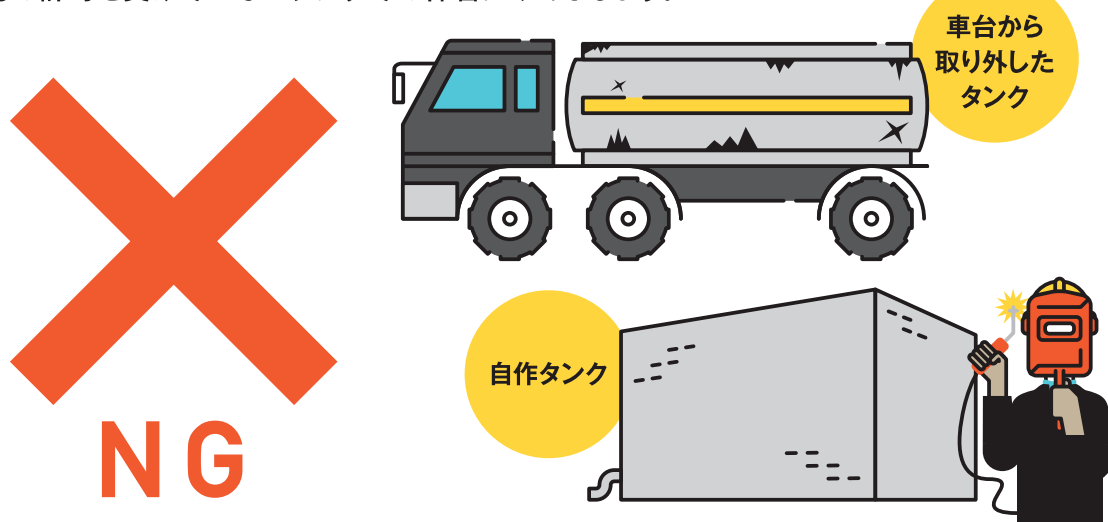
正しい燃料油の保管容器

燃料油は、正しい保管容器で保管するようお願いいたします。



正しくない燃料油の保管容器例

消防の許可を受けていないタンクでの保管はやめましょう。



**このようなタンクでの燃料油保管は
絶対にやめましょう!**

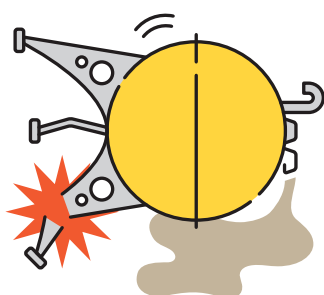
03 油漏えい事故の防止と 事故事例について

燃料油の漏えい事故防止について

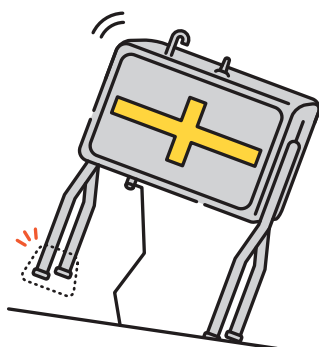
皆さまが保有しているタンクが老朽化していたり、設置不備であった場合に燃料油が漏えいし、土壌や河川へ流出する事故が起きる可能性があります。

油流出事故が発生した場合の処理には莫大な費用が発生し、タンク所有者である皆さまが負担することとなります。

事故事例について



タンク脚部の
劣化・腐食による倒壊・漏えい



束石へ固定しておらず
倒壊したことによる漏えい



除雪の際に配管が
破損したことによる漏えい

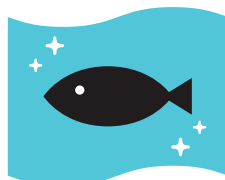
事故が起きた場合の費用・復旧について



油回収費用



油吸着マット・
オイルフェンス設置費用



河川・地下水の水質復旧



土砂入替



費用はすべて自己負担！お客さまの責任が問われます。

適正な使用を徹底するため

04 ガソリンを携行缶で 購入する場合について

令和元年7月18日に発生した、京都アニメーションでの放火事件を受け、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（令和元年総務省令第67号）が公布されました。

ガソリンの適正な使用を徹底するため、ガソリンを携行缶で販売する際は、購入される方に対して下記の内容が義務付けられました。（令和2年2月1日施行）

1

本人確認



（運転免許証の提示など）

2

使用目的の確認



（販売者は販売記録の作成も義務化）

ガソリンを携行缶で購入する場合は上記のご協力をお願いします。

ガソリンを運搬するにあたっての制限について

制 限		数 量		規制等
容器の制限	運搬車両の場合※		運搬車両以外 の場合	●消防法令に適合した容器を使用してください。 ●特に、灯油用ポリ容器にガソリンを入れることは、 法律で禁止されていますので、行わないでください。
	金属製容器 60L 以下	金属製ドラム 250L 以下	金属製容器 22L 以下	
	200L 未満			
運搬の制限	200L 未満			●200L以上を運搬する場合には、  の 標識（0.3m四方・黒地に黄文字）を車両 の前後に掲げ、消火設備を備える等の措 置が必要です。

※普通乗用車や車室内に貨物スペースを有するステーションワゴン、ライトバン、軽バン等は運搬車両には含まれません。

携行缶を正しく使うための5つポイントについて

ガソリン携行缶を正しく使用するにあたり、大事な5つのポイントがあります。

POINT 01 危険性について

ガソリンは気温が -40°C でも気化し小さな火源でも離れていても爆発的に燃焼する危険な物質です。



POINT 02 容器について

容器は、容器性能試験に合格したものを使用してください。
※灯油用ポリエチレン缶にガソリンを入れることは非常に危険です。



POINT 03 購入について

セルフスタンドでは購入者がガソリン携行缶に直接給油することは禁じられています。



POINT 04 保管について

長時間の保管や高温になる場所での保管は行わないでください。



POINT 05 噴出事故防止について

ガソリン噴出は事故につながるため取り扱いには十分注意願います。

⚠ 噴出注意
①周囲の安全を確認
②フタを開ける前に
エア抜きをする



携行缶を使用するときは
取扱説明書を読み、
適正な取り扱いをしましょう。



ラベルのついた
確かな製品を
選びましょう!

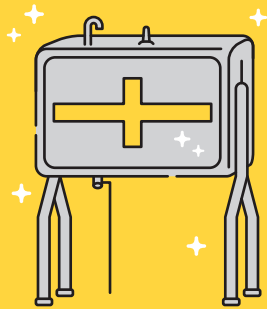


タンク設置や燃料油保管に関するJAからのお願い

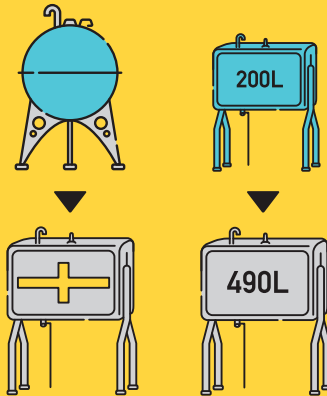
燃料油配送に支障をきたす可能性があるため
以下のような変更があったときには、

購入先JA(給油所)にご連絡をお願いします!

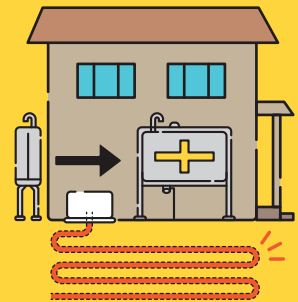
- ☐ 新たにホームタンクを設置した。



- ☐ 容器・容量の変更。



- ☐ 給油場所の変更。
(ホームタンクの設置場所)
☐ 使用用途の変更。
(ロードヒーティング等)



お願い

事故防止のため定期的なメンテナンスの実施、
古くなったタンクは早めの交換をお願いいたします。

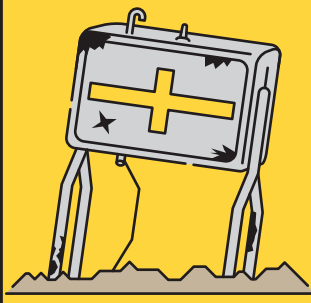
こんな場合は給油できない可能性があります。

改善のご協力をお願いします!

- ☐ 消防の許可がない
※1 指定数量以上の
タンクを使用。



- ☐ ホームタンクが
※2 倒壊しそう...



- ☐ ホームタンクに
※2 犬を繋いでいる。



- ☐ 冬場、
※2 ホームタンクに
近づけない。



※1 上記のような消防の許可を受けていないタンクを保有している場合、保有している皆さまが責任を問われる可能性があります。そのようなタンクに配送を行った事業者(JA・配送業者)も行政処分を科せられる可能性があり、配送が出来なくなった場合は、全てのお客さまへの燃料配送がストップしてしまうことも考えられます。

※2 このような場合は給油作業に支障をきたす可能性があるため給油ができないことも考えられます。

お問い合わせはお近くのJAまで